

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

提出意見に関連する条例準備書の該当
ページ数又は環境影響評価項目等

交通混雑・バス路線整備

<意見> この事業計画では、交通混雑の解消はできず、一層の不便をもたらす。

<理由>

市と事業者により、これまで「市道廃止・信号減らせば交通渋滞が解消する」「交通広場整備とバス路線増で鷺沼を区の交通結節点にする」と駅前がバラ色になる宣伝がされた。これを公共施設移転の最大唯一の理由にし、多くの反対を押し切り移転を決めた。しかし、ここに来て、これは夢の構想だったことが明白になった。事業者の示した計画には、次の問題がある。

意見記入欄

- ① 駅前街区と北街区の駐車場に出入するには、「左折イン左折アウト」等一方通行となる。そのため遠まわりの不便、出入口渋滞、近道をめざす車が住宅街に進入し歩行者を危険にさらす。
- ② 幅 8.75m の久末鷺沼線道路を拡幅せずに、交通広場出入口周辺のみを 3 車線にする計画だが、この道路は大型車侵入禁止道路、しかも道路管理者の市からも交通管理者の県警察の許可も出されていない。3 車線 2.75m 幅道路を作っても危険が増す。
- ③ 最大目玉のバス路線整備は何も具体的計画がない。事業者は「本計画の事業外なので要望は市に伝える」という回答。市は「事業の採算性等を踏まえてバス事業者=東急と協議する」というのだから相互に無責任だ。しかも公共施設来場者でバスを利用する人は 4.3% しか予測していないのだから、本気にバス路線整備を考えていると思えない。交通渋滞解消は、駅周辺道路の拡幅無くしては不可能ではないか。